

「令和6年度 県産品推奨制度創設に係る制度設計検討業務」 仕様書

1 業務の目的

和歌山県（以下、「県」という。）は、優れた県産品を推奨し、県産品の国内外への販路拡大と、県産品を生産・製造する事業者の成長を促進することを目的とした、現行制度の和歌山県優良県産品推奨制度（プレミアム和歌山）に代わる新たな県産品推奨制度を創設するための制度設計を行う。

2 委託業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務の内容

県産品推奨制度の制度設計にあたり、次の各号に定める事項を検討し、策定する。

なお、推奨対象は、県内で生産又は製造される産品（他の産品の生産過程に投入されるものを除く。）（以下、「県産品」という。）とする。

（1）制度コンセプトの策定

県産品推奨制度の方向性・コンセプトを検討し、そのコンセプトに沿った制度内容の検討を進めること。

（2）対象分野（品目）の策定

県産品のうち、県産品推奨制度の対象となる分野（品目）を策定すること。

〔参考〕分野例：製造物（加工食品、伝統工芸品、郷土民芸品、その他産業製品 など）
生鮮物（農産物、畜産物・ジビエ、水産物 など）

（3）審査方法・審査基準の策定

推奨品を決定するための審査方法や審査基準について策定すること。

（4）審査委員候補者の選定

食品分野・産業製品分野の専門家など、推奨品を審査するにふさわしい人物を、審査委員候補者として選定すること。（6名以内を想定）

（5）申請、審査・推奨決定に至るまでのスキームの策定

事業者による申請方法、審査委員による推奨品の決定に至るまでのスキームについて策定すること。

（6）制度名称（ネーミング）の策定

上記（1）～（5）で検討・策定した事項を踏まえ、県産品推奨制度の名称を策定すること。

なお、制度名称については、本県において特許庁に出願し商標登録を行うため、商標の出願・登録が可能な制度名称を策定すること。（第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。）

（7）制度ロゴマークの策定

上記（１）～（６）で検討・策定した事項を踏まえ、県産品推奨制度のロゴマークを策定すること。

なお、制度ロゴマークについては、本県において特許庁に出願し商標登録を行うため、商標の出願・登録が可能な制度ロゴマークを策定すること。（第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。）

（８）その他

上記の他、新たに検討すべき事項が発生した場合は、適宜、県と協議の上、検討すること。

（９）報告書の作成

本業務終了時には、「３ 業務の内容（１）～（８）」の結果を取りまとめた報告書を提出すること。

４ 支払対象経費

本業務に係る対象経費は、次のとおりとする。

（１）人件費

本業務に従事する従業者に支払われる給与、業務遂行のため必要となる専門家等への謝金等

（２）旅費

本業務の遂行に必要な交通費、宿泊費など

（３）印刷製本費

報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

（４）消耗品費

本業務の遂行に必要な消耗品費

（５）通信運搬費

本業務の遂行に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

（６）再委託費

本業務の一部を再委託する場合の経費

（７）その他業務の遂行にあたり必要となる経費

５ その他

（１）業務の実施にあたっては、業務内容を十分に理解し、県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。

（２）受託事業者は、業務の実施の際に知り得た個人情報や適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。本業務終了後も同様とする。

（３）本業務が中止となった場合、契約解除または契約変更を行うこととし、業務の中止や延期に伴い発生した費用については、基本的に委託費に計上できることとするが、詳細は県と協議すること。

（４）今後の状況により、追加での業務が発生する可能性がある。

（５）本業務について、業務の終了後も含めて、検査対象となるため、受託者は、検査に協力すること。

(6) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議して決定するものとする。